

府中市市民協働及び共創の推進に関する条例（案）

~~わたしたちのまち府中市は、大化の改新以降、武蔵国の国府が置かれ、政治、経済、文化の中心地として栄え、人々が絆を紡ぎ、協力し合うことで、数々の伝統と、けやき並木をはじめとした豊かな自然を守り、都市としての魅力と活力をはぐくんできた。~~

~~特に、市民協働都市の宣言以降、市民の自発的で公益的な活動はさらに活発になり、多彩な活動が多様なパートナーシップのものに営まれている。~~

~~今、少子高齢化や都市化など社会状況が大きく変化する中で、課題は多様化・複雑化しており、市民や市がそれぞれ単独で課題を解決することがますます困難となっている。~~

~~誰もが心ゆたかに暮らせるまちにするためには、市民と市民又は市民と市がまちの課題を共有し、お互いを補い合い、協力して課題の解決に取り組んでいく必要がある。~~

~~わたしたち府中市民は、一人ひとりが協働の主役としてお互いを尊重し、ゆたかな未来を拓くため、ここに府中市市民協働の推進に関する条例を制定する。~~

（目的）

第1条 この条例は、市民協働及び共創の推進についての基本理念を定め、市民及び市の役割を明らかにすることにより、市民等が自ら広く社会貢献活動に参画し、市民と市又は市民と市民が相互に協働及び共創することを促進し、もって地域課題を解決し、心ゆたかなに暮らせる地域社会を持続的に築くことを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住、通勤、通学、若しくは活動する者又は市民活動団体、教育機関若しくは事業者その他の団体をいう。
- (2) 協働 ~~★別紙参照★公益的な共通の目的を達成するために、互いを尊重し、対等の立場で連携・協力することをいう。~~
- (3) 共創 ~~★別紙参照★~~
- (4) 市民協働 市民と市との協働及び市民同士の様々な主体間による協働及び市民と市との協働をいう。
- (5) 社会貢献活動 市民活動（市民が主体となって社会的な課題の解決に取り組む、営利を目的としない公益的な活動。ボランティア活動を含む。）、寄付附

行為、企業の慈善事業者のCSR活動又はソーシャルビジネス事業（社会課題の解決に向けてビジネスの手法で取り組む事業）その他の活動をいう。

- (6) 中間支援組織 市民と市民又は市民と市民を仲介し、市民の自主的な課題解決を支援するため、市民の交流促進、人材育成、情報収集・提供、相談、活動支援、助成、調査研究又は政策提言その他の機能のいずれかを有する組織をいう。
- (7) コーディネーター 市民と市民若しくは市民と市民を仲介し、協働相手の紹介及び協働事業の伴走を行う個人、又は自ら実施する協働事業において多様な主体を巻き込み、調整する役割を担う個人をいう。

（基本理念）

第3条 市民及び市は、将来にわたってみんなが笑顔で暮らし、働き、学び、活動できるように、お互いの信頼関係のもとに協力し合い、支え合うまちをつくることを目指し、市民協働及び共創を推進するものとする。

2 市民及び市は、それぞれがまちの主役として自らの役割を考え、できることから積極的にまちづくりに参加するものとする。

（協働の基本原則）

第4条 協働を行う主体は、次の6つの原則を尊重して進める。

- (1) 目的共有の原則 地域課題の解決や社会的な目的の実現に向け、公益的な価値を相乗的に生み出すために協働することを相互に理解・認識すること。
- (2) 対等の原則 対等な協力関係にあるとの認識の下、役割分担を明確にして、それぞれが責任を持って取り組むこと。
- (3) 相互理解の原則 対話を通じ、十分なコミュニケーションを図り、互いの立場や特性について理解を深めるとともに、信頼関係を築くこと。
- (4) 自主性尊重・自立化の原則 それぞれの特性や長所をいかせるよう、その自主性を尊重するとともに、各主体が自立して活動できるよう、取組を進めること。
- (5) 評価の原則 協働の質や効果を高めるため、一定の時期に協働事業を客観的に評価・検証すること。
- (6) 情報公開の原則 透明性を高め、信頼関係を築くため、協働事業に関する情報を積極的に公開すること。

（共創の基本原則）

第●条 共創を行う主体は、次の6つの原則を尊重して進める。

（1）●●の原則

(市民の役割)

第5条 市民は、市民協働への理解を深め、協働及び共創によるまちづくりに参加し、協力するよう努めるものとする。

2 市民は、社会貢献活動への理解を深め、他の主体による社会貢献活動を尊重するよう努めるものとする。

3 前2項に規定する市民の役割は、強制されるものではなく、個々の市民の自発性に基づいて行うものでなければならない。

(市の役割)

第6条 市は、基本理念及び協働の基本原則にのっとり、市民が取り組む社会貢献活動を尊重するとともに、市民協働及び共創のまちづくりを推進するための施策を実施するものとする。

2 市は、市民の自発的な社会貢献活動並びに市民協働及び共創を促進するため、市の課題を明確かつ簡潔に示すよう努めるものとする。

3 市は、市民に対し、市の事業への参加の機会を提供するため、積極的に情報提供を行うよう努めるものとする。

4 市は、事務事業の執行に当たっては、常に市民協働の観点から検討を行うとともに、市民の意見を事務事業に反映させるよう努めるものとする。

(市の施策)

第7条 市は、市民協働及び共創の推進を図るために次に掲げる施策について、市民等と協力し、取り組むものとする。

(1) 市民協働及び共創の推進に関する方針を策定すること。

(2) 市民協働及び共創の推進に関する意識啓発をすること。

(3) 市民協働及び共創の推進につながる担い手となる市民及び市職員の人材を育成すること。特に、未来の協働の担い手となる子どもの社会貢献活動の意識を向上するための施策を行うこと。

(4) 市民協働及び共創の推進につながる環境を整備すること。

(5) 中間支援組織及びコーディネーターの拡充をすること。

(6) 前各号に定めるもののほか、市民協働及び共創を推進するために必要な施策を行うこと。

(市民協働推進会議)

第8条 市民協働の推進に関する事項の調査審議は、府中市附属機関の設置等に関する条例（平成27年条例第1号）第2条第1項に規定する府中市市民協働

推進会議において行うものとする。

(条例の見直し)

第9条 市は、市民協働及び共創の推進状況及び社会状況の変化等に照らし、この条例及び市民協働の諸制度について見直す等必要な措置を講じるものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。